

大分県廃棄物等再資源化促進事業実施要領

1 趣旨

この要領は、大分県廃棄物等再資源化促進事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に規定するもののほか、大分県廃棄物等再資源化促進事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

2 事業の目的

従来行われていなかった、家庭から出る廃棄物等の再資源化（リサイクル）や、再資源化を前提とした収集体制を新たに構築する取組を支援することにより、再生可能な廃棄物等の再資源化を促進する。

3 補助対象者

上記の目的に合致する取組を行う者とし、法人格の有無、組織形態は問わず、特定非営利活動法人、株式会社、有限会社、組合法人、任意団体等のいずれも対象とする。

ただし、個人及び次のいずれかに該当する団体等は対象としない。

- (1) 地方公共団体
- (2) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体等
- (3) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を持つ団体

4 補助の内容

事業実施主体が広域（市町村の区域を超える範囲）で新たに行う、家庭から出る廃棄物等の再資源化に要する経費の一部を補助する。なお、家庭から出たままの状態ですぐに再流通させるリユース及びリユースを前提とした収集体制の構築は、本事業の対象としない。

(1) 補助対象経費

- ①家庭から出る再生可能な廃棄物等の再資源化（リサイクル）を開始する経費（消耗品・備品購入費等）
- ②家庭から出る再生可能な廃棄物等の再資源化（リサイクル）を前提とした収集体制を構築する経費（消耗品・備品購入費等）
- ③上記①、②に示す新たな取組を住民に周知する経費（宣伝広告費等）
- ④その他、知事が必要と認める経費

- (2) 補助率
2分の1以内（補助上限額：1,500千円）
- (3) 補助対象となる事業期間
交付決定日からその年度の3月31日まで

5 事業実施計画の作成及び認定

- (1) 事業実施主体は、事業認定申請書（第1号様式）に事業実施計画書（第2号様式）を添付して、別に定める期日までに知事に認定の申請をしなければならない。
- (2) 知事は、事業実施計画の内容を審査し、適当と認めるときには認定を行い、事業認定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

附則

この要領は、令和7年度予算に係る大分県廃棄物等再資源化促進事業費補助金から適用する。

第1号様式

第 号
年 月 日

大分県知事 殿

住所
名称
氏名（代表者の職氏名）
連絡担当者（職名及び氏名）
電話番号

年度大分県廃棄物等再資源化促進事業認定申請書

年度大分県廃棄物等再資源化促進事業を実施したいので、大分県廃棄物等再資源化促進事業実施要領5（1）の規定により申請します。

記

添付書類：事業実施計画書（第2号様式）

第2号様式

事業計画書

1 事業計画の内容

事業実施区域（市町村）：

2 事業費の内訳

（単位：円）

経費区分	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助金額	経費の内訳
			/	
合計額		(a)	(b)	

- (注) 1 補助対象経費については、交付要綱の別表を参照のこと。
- 2 経費の内訳欄には、算定の根拠（単位×数量等）を詳細に記載すること。
- 3 (b)には、(a)に補助率2分の1を乗じた額と1,500千円を比較して、いずれか低い方の額を記載すること（千円未満切り捨て）。

第3号様式

第 号
年 月 日

殿

大分県知事

年度大分県廃棄物等再資源化促進事業認定通知書

年 月 日付け 第 号で申請があった 年度大分
県廃棄物等再資源化促進事業実施計画について認定したので、大分県廃棄物等
再資源化促進事業実施要領5（2）の規定により通知します。